01 電子マニフェストシステムの一部改善について

電子マニフェストシステムの加入者様からいただいたご意見、ご要望を基に、電子マニフェストシステム（Web方式）のシステム改善を行います。（※リリース日時の詳細はホームページにてご確認ください。）

10月に改善する項目

1. マニフェスト情報照会機能を改善

❶検索条件を追加

▶「排出事業者加入者番号」「収集運搬業者加入者番号」、「処分業者加入者番号」、「最終更新日」を追加します。また、登録の状態が「登録」と「予約」を一度に選択できる項目を追加します。

❷表示項目を追加

▶検索結果一覧に表示できる項目に、「排出事業者加入者番号」、「確定数量」を追加します。

❸並べ替え可能項目を追加

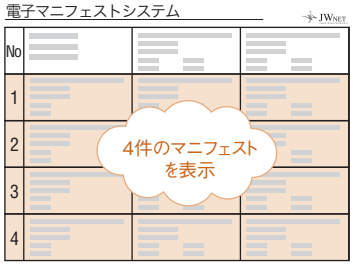
▶検索結果一覧で並べ替えできる項目に、「排出事業者加入者番号」、「排出事業場コード」、「廃棄物の種類コード」を追加します。

2.受渡確認票の項目・レイアウト変更

▶表示項目に、「確定数量」、「数量の確定者」を追加します。また、バーコード部分を拡大し、マニフェスト番号を表示します。

3.一覧表の項目・レイアウト変更

▶マニフェスト登録・照会結果の一覧表表示項目に、「連絡番号」、「運搬終了日」、「処分終了日」等を追加します。また、A4サイズ1枚の帳票に、最大4件のマニフェストを表示します。



マニフェスト照合結果 一覧表表示（画面イメージ）

今後、改善する項目

1. 多量のマニフェスト情報の一括抽出機能を追加

▶多量のマニフェスト情報を、一括でCSVダウンロードできる機能を追加します。従来のマニフェスト情報照会機能に比べ、「検索条件の増加」「ダウンロード項目の自由選択」「ダウンロード可能件数の増加」を行います。

▶課金日で検索したマニフェストをダウンロードできる機能を追加します。

2. 予約情報確定登録時に送信対象自動チェック機能を追加

▶予約情報の確定登録を行う際に、追加項目の入力完了時に自動的に送信対象チェックがつくようにします。

3. 運搬終了報告・処分終了報告・最終処分終了報告画面の変更

▶報告対象マニフェストを選択した場合に、マニフェストの詳細内容を表示します。
また、報告内容の入力完了時に自動的に送信対象チェックがつくようにします。

4. 処分終了報告及び最終処分終了報告機能の検索条件を追加

▶処分終了報告及び最終処分終了報告機能の検索条件に、「収集運搬業者加入者番号」を追加します。

5. 処分終了報告機能の検索結果一覧表示項目の変更

▶処分終了報告機能の検索結果一覧に表示される「運搬終了日」は、そのマニフェストの最終区間における運搬終了日を表示するように変更します。

電子マニフェストに関するお問合せ　電子マニフェストサポートセンター
TEL 03-3668-6513　FAX 03-3668-7323　URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/　e-mail info@jwnet.or.jp

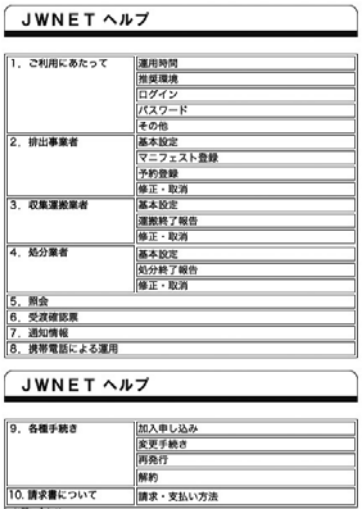
02 よくある質問（電子マニフェストシステムQ&A）を更新

電子マニフェストシステムのホームページ「よくある質問」の内容を更新しました。
本年5月の新電子マニフェストシステムへの移行に伴い、操作方法や運用方法に関し、問合せが多い質問等をわかりやすく説明しております。

よくある質問の区分

●項目を操作方法と加入申込等に区分
●操作方法の質問を排出事業者、収集運搬業者、処分業者ごとに区分





URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/qa/jwnet_help.html

代表的な質問

項　目	質　問	回　答
ログイン（ご利用にあたって）	1加入者番号で複数のパソコン（利用者）の同時利用はできますか。	情報セキュリティ強化の観点から、同じ加入者番号では利用（ログイン）できません。複数のパソコン（利用者）で利用する場合、加入者サブ番号（加入者番号＋サブ番号）を設定してログインしていただきます。
マニフェスト登録（排出事業者）	排出事業者のマニフェスト登録期限は3日以内と定められていますが、廃棄物を引き渡した当日も含まれますか。	廃棄物を引き渡した当日は含みません。例えば、月曜日に廃棄物を引き渡した場合、翌日から3日後の木曜日までに登録します。
修正・取消（排出事業者）	マニフェスト情報の修正（取消）はできますか。	処理業者の終了報告が行われていない時点での修正・取消は可能ですが、既に報告が行われている場合には、処理業者の「承認」が必要です。
運　用（収集運搬業者）	平成17年4月1日から運搬車輌を用いて産業廃棄物の収集または運搬を行う場合には、書面の備え付けが必要となりましたが、電子マニフェストで運用する場合はどのように対応するのですか。	電子マニフェストの場合は、次の書面が必要となります。（施行規則第7条の2第3項第4号）、 ❶産業廃棄物収集運搬業の許可書（写し）　❷電子マニフェストの加入証（写し）　❸以下の事項を記載した書面（電子情報でも可）／運搬する産業廃棄物の種類および数量／その運搬を委託した者の氏名または名称・運搬する産業廃棄物を積載した日／積載した事業場の名称、連絡先／運搬先の事業場の名称、連絡先（ただし、これらの事項が携帯電話などで常に表示でき、確認できる状態であれば、❸は不要）
通知情報	最終処分終了報告期限切れ通知が届いています。どのように対応したらよいですか。	マニフェストを登録してから180日たっても最終処分終了報告されていない場合に通知されます。処理状況を処分業者に確認して処分終了報告を行っていただく必要があります。また、期限切れになった日から30日以内に都道府県政令市に措置内容等報告書（様式第5号）を提出する必要があります。（施行規則第8条の38項）提出方法については、都道府県政令市にご確認ください。
携帯電話による運用	携帯電話があればパソコンがなくてもJWNETの利用が可能ですか。	携帯電話からは、一部利用できない機能がありますので、Web方式又はEDI方式との併用が必要になります。